
◎開会の宣告

○議長(福島尚人君) おはようございます。

欠席議員の報告をいたします。池田副議長におかれましては公務による出張中でありますこと、また16番、志田君から、一身上の都合により本日の臨時会を欠席する届出が提出されておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、令和7年第3回新ひだか町議会臨時会を開会いたします。

(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長(福島尚人君) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長(福島尚人君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、14番、橋本君、15番、北道君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(福島尚人君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日に決定いたしました。

◎行政報告

○議長(福島尚人君) 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長。

〔町長 大野克之君登壇〕

○町長(大野克之君) おはようございます。お手元に配付してございます行政報告の資料に基づきまして、お知らせをしたいと思います。

初めに、「職員の人事異動について」でございますが、本年4月1日付で人事異動を行ってございまして、その内容につきましては次を開いていただきますと2ページから9ページにわたって載っておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

次に、「寄附について」でございます。記載のとおり2件の寄附がありました。寄附者の御厚志に感謝申し上げますとともに、有効に活用させていただきます。

最後になりますが、3の「建設工事等に係る入札発注状況について」であります。建設工事及び設計等業務委託につきまして、本年2月13日から4月24日までの間に工事、委託業務それぞれ8件、合計16件の入札を執行してございます。詳細につきましては、10ページから17ページの資料のとおりでございます。

以上で行政報告とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 次に、教育委員会の行政報告を行います。

教育長。

〔教育長 久保田達也君登壇〕

○教育長(久保田達也君) 教育行政報告を申し上げます。

お手元に配付の文書に記載のとおり、令和7年3月21日に本町の教育、文化及びスポーツにおいて優秀な成績を収めた2名、1団体に教育奨励賞を贈呈いたしました。受賞されました皆様方のますますの御活躍を御期待申し上げまして、教育行政報告といたします。

○議長(福嶋尚人君) これで行政報告は終わりました。

行政報告の質疑については、議案審議後といたします。

暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

休憩 午前 9時34分

再開 午前 9時37分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第1号から報告第4号の報告

○議長(福嶋尚人君) 日程第4、「報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の決定について)」から「報告第4号 専決処分の報告について(損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の決定について)」までの4件を一括議題といたします。

提出者からの報告を求めます。

中村管理課長。

〔管理課長 中村英貴君登壇〕

○管理課長(中村英貴君) おはようございます。ただいま上程されました報告第1号から報告第4号について御説明いたします。

報告第1号から第4号は、専決処分の報告でございまして、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をしたことから、同条第2項の規定により報告するものでございまして、いずれも損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

まず、本事件の概要について御説明いたします。令和6年12月28日午後5時28分頃、町立中学校教職員が町外で行われました部活動の大会を終え、公用車で学校に向かう帰路、国道235号線の新ひだか町三石本町35番地先を走行中、運転者の操作誤りにより道路脇の街路灯に衝突し、その衝撃で前方を走行中のもう一台の公用車に接触いたしました。その際に現場付近に設置されていた相手方所有のカラーコーンを破損させ、さらに破損した公用車の破片が飛散し、現場付近に駐車していた別の相手方車両に当たり、破損させたものでございます。また、この事故において当該公用車に乗車していた生徒のうち2名が身体に痛みを訴えたため、事故当日に医療機関を受診

し、1名はその後も通院治療をされたところでございます。このたび物損2件と人身2件の計4件につきまして和解及び損害賠償額が決定したことから、専決処分したものでございまして、本件に係る過失割合につきましては4件とも町側が10、相手方がゼロでございます。なお、倒壊した街路灯は直ちに撤去されておりますが、現在道路管理者である国側と復旧及び損害の賠償に向けた協議を行っている最中であり、次回以降和解及び損害賠償額が決定次第改めて御説明をいたします。

それでは、報告第1号より御説明いたします。次のページをお開きください。令和7年専決処分第1号の専決処分書でございまして、専決処分年月日は、令和7年3月18日でございます。

次のページを御覧ください。損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。新ひだか町は、令和6年12月28日に発生した損害賠償請求事件において、新ひだか町の賠償額1,976円で相手方と和解したものでございます。この相手方は、カラーコーン所有者となります。

続きまして、報告2号でございます。次のページは、令和7年専決処分書第2号の専決処分書でございまして、専決処分年月日は、令和7年3月20日でございます。

次のページを御覧ください。損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。新ひだか町は、令和6年12月28日に発生した損害賠償請求事件において、新ひだか町の賠償額4万8,200円で相手方と和解したものでございます。この相手方は、車両所有者でございます。

続きまして、報告第3号でございます。次のページは、令和7年専決処分第3号の専決処分書でございまして、専決処分年月日は、令和7年4月11日でございます。

次のページを御覧ください。損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。新ひだか町は、令和6年12月28日に発生した損害賠償請求事件において、新ひだか町の賠償額38万2,507円で相手方と和解したものでございます。この相手方は、同乗者である生徒でございます。

続きまして、報告第4号となります。次のページは、令和7年専決処分第4号の専決処分書でございまして、専決処分年月日は、令和7年4月11日でございます。

次のページを御覧ください。損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。新ひだか町は、令和6年12月28日に発生した損害賠償請求事件において、新ひだか町の賠償額7万2,803円で相手方と和解したものでございます。この相手方も同乗者である生徒でございます。

今回の事件は、教職員の不注意により発生したものでございまして、今後このようなことが起こらないよう交通法規の遵守及び事故防止を徹底するよう指導に努めてまいりますので、御理解を賜りたくお願い申し上げます。

以上で報告第1号から報告第4号の説明を終わります。

○議長(福嶋尚人君) 本件は報告事項でありますので、以上で報告第1号から報告第4号を終わります。

○議長(福島尚人君) 日程第5、「報告第5号 放棄した債権の報告について」を議題といたします。

提出者からの報告を求めます。

千葉税務課長。

[税務課長 千葉憲児君登壇]

○税務課長(千葉憲児君) ただいま上程されました報告第5号について御説明いたします。

報告第5号は、放棄した債権の報告についてございまして、新ひだか町債権管理条例第17条第1項の規定により、別紙報告書のとおり債権を放棄しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページを御覧ください。債権放棄報告書でございます。今回放棄しました債権の名称、放棄年月日、債務者数、金額、放棄の事由となっております。7つの債権、債務者合計71人、金額は1,437万5,030円でございます。今回放棄しました債権につきましては、死亡や居所不明、破産などの理由により徴収が見込めない債権及び強制執行等の措置を取っても債務者が無資力の状態にあり、資力の回復が困難で履行される見込みがないと認められた債権を条例第17条第1項第1号及び第4号の規定により債権を放棄したものでございます。

以上で報告第5号 放棄した債権の報告についての説明といたします。

○議長(福島尚人君) 本件は報告事項でありますので、以上で報告第5号を終わります。

[「お願いします」と言う人あり]

○議長(福島尚人君) 北道君、何ですか。

○15番(北道健一君) 金額、数字には特に問題はないのですが、3点ほどちょっと確認をさせてほしいと思ひまして、質疑したいのですけれども、よろしいですか。

○議長(福島尚人君) 質疑は認められません。そうなっておりますので、御了解ください。

説明員の入替えがありますので、暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

休憩 午前 9時47分

再開 午前 9時48分

○議長(福島尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第6、「議案第1号 議決変更について(春別農屋線道路災害復旧工事(R4-129))」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

五十川建設課長。

[建設課長 五十川 敏君登壇]

○建設課長(五十川 敏君) ただいま上程されました議案第1号について御説明いたします。

今回の議決の変更につきましては、令和7年第2回新ひだか町議会定例会において議決されました春別農屋線道路災害復旧工事(R4-129)において請負代金額に変更が生じたため、議会の議決を得ようとするものでございます。

それでは、議案を御覧ください。議案第1号は、議決変更についてでございます。

令和7年3月6日招集の第2回新ひだか町議会定例会において議決されました「議案第3号 工事請負契約締結について」中、契約金額「1億3,530万円」を「1億3,678万5,000円」に、「1,230万円」を「1,243万5,000円」に変更しようとするものでございます。

変更の理由でございますが、当初の契約につきましては令和6年度設計労務単価を適用して予定価格を積算し、令和7年3月17日に契約を締結したものでございまして、令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価についての運用に係る特例措置に基づき受注者から旧労務単価に基づく契約を令和7年度の新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額変更の協議の請求があったことから、技能労働者の確保、育成のため新労務単価の水準等を踏まえた適正な請負代金額へ変更するため、議決の変更を必要とするものでございます。

次のページを御覧ください。議案第1号参考資料でございます。左側が変更後、右側が変更前となっております。契約金額、消費税及び地方消費税の額についてそれぞれ記載のとおり変更しようとするものでございます。今回新労務単価への変更によります請負代金額は148万5,000円の増額となっております。

以上、議案第1号の説明といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福島尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第1号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから「議案第1号 議決変更について(春別農屋線道路災害復旧工事(R4—129))」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第7、「議案第2号 令和7年度新ひだか町一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

及川総務課長。

〔総務課長 及川啓明君登壇〕

○総務課長(及川啓明君) ただいま上程されました議案第2号について御説明いたします。

今回の補正予算でございますが、国の定額減税補足給付金給付事業に係る経費につきまして予算計上しようとするものでございます。

それでは、議案の説明に入ります。議案第2号は、令和7年度新ひだか町一般会計補正予算(第1号)でございます。

令和7年度新ひだか町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,494万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ187億5,257万9,000円にしようとするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、歳出の事項別明細により御説明いたしますので、一般6ページをお開きください。3歳出でございます。2款 総務費、1項 総務管理費、13目 地方創生費、事業目5 定額減税補足給付金給付事業でございますが、1億2,494万円を追加しようとするものでございます。事業内容でございますが、令和6年度国の総合経済対策として物価高騰の影響を和らげるため、納税者本人とその同一生計の配偶者または扶養親族1人につき4万円の定額減税が実施されました。しかしながら、この減税だけでは十分に税額を減らし切れないと見込まれる方々もおられることから、そうした方には調整給付金として現時点では令和5年分の所得などを基に暫定的に給付を行ってきたところでございます。今回の給付金では対象者要件が2点ございまして、1つ目として令和6年分の所得税額が確定した後に本来給付すべき金額とこれまでにお支払いした調整金額との差額が生じた場合、その差額を追加で支給するための費用として1億740万円を、2つ目として申請により新たに給付要件を満たすことが確認された方に1人当たり4万円を支給する費用として1,600万円を見込み、これらの給付金合計で18節 負担金、補助及び交付金に1億2,340万円を計上するほか、給付金支給に係るシステム改修業務委託料として154万円を計上してございます。なお、本事業の財源として国の重点支援地方創生臨時交付金を同額充当してございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入の説明をいたしますので、一般5ページにお戻りください。2歳入でございます。歳入につきましては、歳出の説明時に充当財源として説明しましたとおりですので、説明は省略させていただきます。

以上で議案第2号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第2号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから「議案第2号 令和7年度新ひだか町一般会計補正予算(第1号)」を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号及び議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第8、「議案第3号 新ひだか町税条例の一部を改正する条例制定について」及び「議案第4号 新ひだか町都市計画税条例の一部を改正する条例制定について」の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

千葉税務課長。

〔税務課長 千葉憲児君登壇〕

○税務課長(千葉憲児君) ただいま上程されました議案第3号及び第4号について御説明いたします。

初めに、議案第3号は、新ひだか町税条例の一部を改正する条例制定についてございまして、新ひだか町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

次のページを御覧ください。新ひだか町税条例の一部を改正する条例でございます。

改正する条例の詳細につきましては、条例改正説明要旨により御説明いたしますので、恐れ入りますが、8ページを御覧ください。本条例改正につきましては、令和7年3月31日に公布されました「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」等に基づき、関連する条文の改正を行うものでございます。主な改正点について御説明させていただきます。

改正概要の1点目は、個人町民税関係の特定親族特別控除の創設でございまして、改正条文は第34条の2、第36条の2、第36条の3の2及び第36条の3の3関係でございます。改正内容につきましては、大学生年代の子どもを持つ親等の税負担を軽減し、就業調整の問題に対応することを目的といたしまして、所得割の納税義務者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の特定親族を扶養する場合、特定親族の合計所得金額が58万円超123万円以下の場合に所得控除額を段階的に低減する仕組みを導入するものでございます。

改正概要の2点目は、軽自動車税関係の2輪車の車両区分の見直しについてございまして、改正条文は第82条関係でございます。改正内容につきましては、現行の50シーシー原動機付自転車は令和7年11月から適用開始となる新たな排ガス規制の適合が困難となり、生産、販売が終了することから、新たな排ガス規制に適合する新基準原付、原動機付自転車のうち2輪のもので、総排気量125シーシー以下かつ最高出力が4キロワット以下に係る種別割の税率を2,000円とする区分を追加するものでございます。

改正概要の3点目は、町たばこ税関係の加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例でございまして、改正条文は附則第16条の2の2関係でございます。改正内容につきましては、加熱式たばこの課税標準について紙巻きたばこことの税負担差を解消するため課税方式を見直しし、税率を段階的に引き上げ、紙巻きたばこと同水準の税負担とする規定を新設するものでございます。

最後に、施行期日でございますが、公布の日から施行し、令和7年4月1日より適用するものでございます。ただし、個人町民税関係、特定親族特別控除の創設規定は令和8年1月1日施行、加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例規定は令和8年4月1日施行となります。

引き続きまして、議案第4号について御説明いたします。議案第4号は、新ひだか町都市計画税条例の一部を改正する条例制定についてございまして、新ひだか町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

次のページをお開きください。新ひだか町都市計画税条例の一部を改正する条例でございます。

改正する条例の詳細につきましては、条例改正説明要旨により御説明いたしますので、2ページを御覧ください。本条例につきましては、令和7年3月31日に公布されました「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」等に基づき、関連する条文の改正を行うものでございます。

改正概要の1点目は、課税標準の特例に係る条項の整理でございまして、改正条文は附則第5項から附則第7項、附則第16項関係でございます。改正内容につきましては、「地方税法」の改正による課税標準の特例条項の廃止等に伴い、対象となる条項にずれが生じ、整理を行うものでございます。

次に、2点目は、定義の追加に係る条項の整理でございまして、改正条文は附則第8項関係でございます。改正内容につきましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正により定義条項が追加され、引用する法人番号の定義条項にずれが生じたことから、条項の整理を行うものでございます。

施行期日でございますが、この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用となります。

以上で議案第3号 新ひだか町税条例の一部を改正する条例制定について及び議案第4号 新ひだか町都市計画税条例の一部を改正する条例制定についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより一括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第3号及び議案第4号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

初めに、「議案第3号 新ひだか町税条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、「議案第4号 新ひだか町都市計画税条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎行政報告に対する質疑

○議長(福嶋尚人君) これから行政報告に対する質疑を行います。

報告事項のみについて質疑願います。

6番、城地君。

○6番(城地民義君) 行政報告の中の指名競争入札の関係で資料があるのですが、その中でページにいたしましたら10ページの下段の項目になるのですが、静内地区の配水池及びポンプ室施設等主要施設機器の更新工事に当たりまして、これ一般競争入札で1者指名になっていますが、金額的に1億6,100万円という金額で落札されていまして、予定価格等もありますけれども、

一般的に、額のこともありますけれども、施設整備の中で1者でありますとやはり価格の設定で基本的にそれが妥当かどうか、予定価格がありますけれども、妥当かどうかということも踏まえますと、数者以上でやるべきではないのかということを考えるわけです。発注の段階で多分プロポーザルか何かでやられていると思うのですが、こういった物件については十分適正な価格も踏まえて、技術的なこともあるのでしょうか、その点についてどういった条件で1者指名になったのかということと、価格の設定で適正な価格だと比較する材料がないわけですが、その点私は数者以上でやるべきだと_____その点について質問いたします。

○議長(福島尚人君) 大前契約管財課長。

○契約管財課長(大前友洋君) 今回の本件の入札につきましては、一般競争入札で執行してございます。こちらのほう指名競争入札でございませんので、本件の入札を公告して、工事を受注できるという業者の皆様から、この入札に参加したいという業者のほうから申込みされたのが1者しかなかったということで、今回は1者で入札を執行してございます。指名競争入札であれば1者で入札等はありませんので、一般競争入札の場合においては1者でも入札は執行する形でございます。

○議長(福島尚人君) 6番、城地君。

○6番(城地民義君) それで、今指名競争入札でないということなのですが、一般競争入札の公告の条件のときにどの範囲まで一般競争のやつって周知されたのか。例えば日高エリアなのか、胆振なのか、全道で周知しているのか、その点について説明を求めます。

○議長(福島尚人君) 大前契約管財課長。

○契約管財課長(大前友洋君) 本件工事については、新ひだか町内に事業所を有するという条件で告示をしてございます。

○議長(福島尚人君) ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

◎閉会の宣告

○議長(福島尚人君) これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

以上で令和7年第3回新ひだか町議会臨時会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

(午前10時10分)